

1 地方自治法第 89 条の規定（地方議会の役割及び議員の職務）

第2項

普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

第3項

前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

2 市民とともに未来をひらくいわき市議会基本条例の規定（体市議会議員の職責）

前文

本市議会は、（中略）本市の広域性ゆえの多様な民意を市政に反映させるため、絶え間なく自らの改革に努め、あるべき議会の姿を追い求めてきた。

（中略）今日、地域社会における諸課題が複雑かつ多様化する中、地方分権の進展に伴い、地方行政の自由度、裁量度が増すにつれ、執行機関である首長とともに二元代表制の一翼を担う地方議会が果たすべき役割や責務はこれまで以上に重要となっている。

本市議会においても、執行機関の監視及び牽けん制はもとより、市民参加を基礎に市民の代表として自由闊かつ達な議論を行い、十分な審議及び審査を尽くし、市民に対し積極的な情報発信を行うとともに、市民の多様な意見の把握に努め、議会としての政策形成機能を強化するなど、市民に身近で公平公正、透明性のある開かれた議会運営を通じて、市政に民意を反映させることが求められている。

このことから、本市議会は、地方自治を取り巻く潮流を的確に捉えた議会改革の取組を積極的に推進することにより、市民の負託に全力で応え、市民に信頼され続ける議会を実現し、市民福祉の向上や将来にわたる市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第2条（議会の活動原則）

議会は、市民を代表する合議制の機関としての責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市長その他の執行機関の市政運営状況を監視し、及び牽制するとともに、執行機関と相互に均衡と調和を図り、民主的な行政運営を実現すること。

- (2) 議員相互の活発な議論を通して結論を導き出し、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 議会の活動に関する情報を分かりやすく市民に伝えること。
- (4) 市民が議会の活動を知る機会を拡大し、市民の多様な意見を把握すること。
- (5) 市政を取り巻く環境を的確に把握し、市政に必要な政策形成機能を強化すること。
- (6) 常に公正かつ透明な議会運営を実現すること。

第3条（議員の活動原則）

議員は、市民の負託を受けた公職として、常に市民への説明責任が求められることを自覚し、その職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員相互の活発な議論を尊重し、議会活動における審議及び審査を尽くすこと。
- (2) 議会の活動に関する情報を分かりやすく市民に伝えること。
- (3) 議会及び議員の活動を通して、市民の多様な意見を把握すること。
- (4) 自ら市政に関わる調査研究を行い、政策形成能力の向上を図ること。
- (5) 高い倫理観の下、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、議員活動の透明性を確保し、市民からの信頼を保持すること。